

## I 調査概要について

### 1 調査名

行政栄養士業務に関する調査

### 2 調査目的

健康増進法及び食育基本法等の栄養行政の基盤となる法の整備がなされ、さらには改正介護保険法の施行による介護予防事業の創設、医療制度構造改革に伴う診療報酬の改定、医療費適正化計画の策定及びメタボリックシンドロームの概念を導入した健康増進計画の改定等々、保健・医療・福祉行政に予防を重視した政策転換が求められている。

社会情勢がめまぐるしく変化していくこのような時代にあって、行政管理栄養士・栄養士は、これら社会のニーズに即座に対応し、同時に地域の核となる存在として機能することが求められていることから、現在の業務を見直し、新たな方向も踏まえて総合的に業務を確立することが緊急の課題である。

そこで、行政管理栄養士・栄養士の業務実態や今後の方向について把握し、新しい時代に即した業務のあり方を検討するための資料とする。

### 3 調査実施主体

社団法人日本栄養士会全国行政栄養士協議会

### 4 調査協力者

東北大学 教授 坪野吉孝氏  
公共政策大学院(健康政策学) 大学院法学研究科  
大学院医学研究科社会医学講座臨床疫学分野

### 5 調査対象

都道府県の本庁および保健所、保健所設置市・特別区の本庁、市町村

### 6 調査内容

- ① 調査対象所属の属性
- ② 行政栄養士<sup>(※)</sup>の業務内容と取組状況
- ③ 「地域における行政栄養士業務の基本指針について」記載以外の事業で、先駆的に取り組んでいる事業
- ④ 優先度の高い行政栄養士業務とその実施状況、背景等
- ⑤ 今後の行政栄養士に求められる、あるいは担うべき業務内容
- ⑥ 行政栄養士が分散配置された場合に留意したいこと
- ⑦ 行政栄養士業務の遂行上、必要と感じているスキル

(※) 本調査では、保健衛生・福祉部門に勤務する管理栄養士・栄養士を総称して「行政栄養士」という

### 7 調査時期

平成19年12月20日(木)から平成20年1月25日(金)まで

## 8 調査用紙の配布回収方法

### ①[都道府県本庁用][都道府県保健所用]

日本栄養士会より、都道府県の本庁に調査用紙・回答用紙を送付し、[都道府県保健所用]については本庁から各保健所に配布

都道府県の本庁が各保健所分の回答を回収し、日本栄養士会へ郵送、またはE-mailで送信

### ②[保健所設置市・特別区用]

日本栄養士会より、各保健所設置市・特別区の本庁に調査用紙・回答用紙を送付

各保健所設置市・特別区の回答を、日本栄養士会へ郵送、またはE-mailで送信

### ③[市町村（保健所設置市以外）用]

日本栄養士会より都道府県の本庁に調査用紙・回答用紙を送付し、本庁から各市町村（保健所設置市以外）に配布

都道府県の本庁が各市町村（保健所設置市以外）の回答を回収し、日本栄養士会へ郵送、またはE-mailで送信。ただし、本庁において管轄市町村分の回収が困難な場合は、各市町村主管課より直接日本栄養士会へ郵送、またはE-mailで送信

## 9 調査対象件数及び回収率

### ①[都道府県本庁用][都道府県保健所用]

都道府県本庁 47 / 47 都道府県 (100.0%)

都道府県保健所 368 / 394 保健所 (93.4%)

### ②[保健所設置市・特別区用]

政令指定都市 14 / 17 市 (82.4%)

中核市・政令市 41 / 43 市 (95.3%)

特別区 17 / 23 区 (73.9%)

---

合計 72 / 83 自治体 (86.7%)

### ③[市町村（保健所設置市以外）用]

回収市町村数 1,553 / 1,740 市町村 (89.3%)

100%回収都道府県=22県

## 10 調査結果

調査結果については、速報版を作成し、国で検討されている「地域における行政栄養士業務の基本指針」改定ワーキンググループの検討材料として提供し、地域における健康施策に果たす行政栄養士の役割を明確に指針に位置づけるための根拠となった。

今後も行政機関における管理栄養士・栄養士の増員のための資料として役立てていきたい。